

官報

号外 昭和二十四年四月二十日

第五回 衆議院 會議 録 第十九号

昭和二十四年四月十九日(火曜日)

議事日程 第十七号

午後一時開議

第一 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

第三 貿易特別會計法案(内閣提出)

第四 米國対日援助見返資金特別會計法案(内閣提出)

第五 米國対日援助見返資金運管に關する決議案(川野芳滿君外二十二名提出)

(委員會審査省略要求事件)

●本日の會議に付した事件
議員林百郎君を懲罰委員會に付するの動議(推熊三郎君提出)
議員推熊三郎君を懲罰委員會に付するの動議(梨木大作君提出)
日程第一 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)
日程第三 貿易特別會計法案(内閣提出)
日程第四 米國対日援助見返資金特別會計法案(内閣提出)

日程第五 米國対日援助見返資金運管に關する決議案(川野芳滿君外二十二名提出)
國會の會期延長の件(議長發議)

午後一時十五分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

議員林百郎君を懲罰委員會に付するの動議(推熊三郎君提出)
○議長(幣原喜重郎君) 推熊三郎君より、成規の賛成を得て、議員林百郎君を懲罰委員會に付するの動議が提出せられました。右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。提出者推熊三郎君。

〔推熊三郎君發壇〕
○推熊三郎君 去る十六日の本會議におきまして、本年度の予算案を審議する重大なる會議進行の途上、共產黨に屬する林百郎君は、委員長長の報告に対する質疑を行つたのでございます。その際、林君の質疑の内容に驚くべき虚偽の事実を發言しておるのであります。これはその当時は申し上げして置きましたが、國會の權威を傷つけ、議員の品位をそこない、ことに國會運営の基礎となるべき運営委員會における權威ある事務当局の参考資料などに重大な虚偽の發言をなしておるので、國會といたしましては断じて黙過することができない。(拍手)この事實によつて、当時私は成規の賛成を得て、手続をもつて懲罰委員會に付すべしとの動議を提出しております。懲罰動議が

出ましたとき、当然これはすべての議案に先んじて即刻論議せられるのが当然でございますけれども、当日の議題は予算案審議という重大な問題でございまして、交渉委員との院内交渉の結果、これは予算審議終了後に譲ることに私も納得いたしました。その日はそのままに済んだのでございませう。そして、昨日の議院運営委員會でこの取扱いが正式に取上げられまして、本日ただいま上程せられて議題となつておるのであります。そこで私は、いかなる点が懲罰問題の対象になるか、このことを申し上げまして、諸君の御批判に訴えたい。

林百郎君は——ここに林君の当日の演説の速記録の全部もございませう。根本において当予算案は憲法違反の予算だということを言つておる。林百郎君の演説の冒頭に、「國會の權威のために、本予算の審議が憲法と法律に違反しておる、従つて本予算を國會で審議すること自体が憲法に違反し、さらにかりにこれが多数決をもつて國會を通過しても本予算は無効である」と信ずる」といふ重大なる發言をしておる。しかもその次には「従つて、この責任は——無効なる予算審議の責任は明らかに政府が負うべきものであつて」といふことを言つておる。

そこで、これは林君の意見であるならば当然それよろしいのです。林君の意見であるならば当然それよろしい。しかるに林君は、自分の意見の裏づけとして、運営委員會において國會の法制局長がかくのごときことを言つておるといふ言明をしておるのであります。これが私は許すべからざる点です。

もと／＼憲法違反だとする彼の思想は、それだけで彼の責任において言うならよろしい。彼はこれを裏づけするために虚偽の事実を報告しておる。議院運営委員會におきましては、この重大問題を解決するために、入江法制局長のこの問題に対する解釈を質問したのであります。その際、議院運営委員會の一員である共産黨の神山君は、特に注意せられて、良心的なる答弁をなせよと、まことに失礼な發言をしておる。入江君は非常に憤慨せられたような様子で、私は良心的なる答弁をすると言つてこの答をなしておるのであります。

そこで、入江君の答弁の内容を御参考までに申し上げますと、第一回はこう言つておる。「私は純粹の立場から意見を申し述べたいと思つて、私の考えるところによりまして、予算はとにかく歳入歳出ともに一つの財政計画の見積りである。しかし歳入の予算がありまして、その通り実行するといふような計画でありまして、その実體法規は法律その他のものでございまして、それから歳出につきましては、これはやはり見積りでありまして、その歳出の金額を超えては支出することができない」といふ拘束があるだけでありまして、その歳出がいかなる場合に行われるかという実體も法律その他の根拠によつてきまつて來ると思つておる。そういう趣旨から申しますと、予算は一つの財政計画の見積りでありまして、その内容たる実體法規と相伴つて同時に議決されるならばけつこうでありませう。けれども、一つの財政見積りとして考えるときは、予算だけが先に議決

昭和二十四年三月三十一日

されるというよりなことがありまして、これは憲法上可能なものでないかと存じます。」と、こう言っておるのです。

そうして、第二回の答弁が最も重要な点でございまして、「ただいまの御質問に對しまして私の見解を申し上げます。先ほど申し上げたことと同じことだと思ひますけれども、歳入はやはり予算の見積りでありまして、従つて、これを實際実行する場合には、税法であるとかその他根拠法規、すなわち実体法規が通つていなければ、その部分についてはさらに実行できません。それは明らかであります。しかしながら、予算は実行できない部分がかりにあつたとしても、実行できる部分はもちろん実行できるのであります。それだけ申し上げればいかと思ひます。」

そこで、こう言つておるのに、この通り林君が言つてくだされば問題は起らない。林君は、「法制局長の意見を問ひましたところ、法制局長も、予算を裏づけるところの美定法がない限り、かりに本予算が國會を通過したとしても、その執行は不可能である」ということを明言されたのであります。しからばわれ／＼は、執行不可能な予算を審議するということは明らかに國會の權威を傷つけることだと思ひます。」と、明らかに違つておるのであります。(拍手)そこで私は、これは故意であるか過失であるか、故意であるならば当然許すことは出来ない。過失であつても私は許すことはできないと思ひます。(拍手)

諸君、思ひに共産黨常日ごろにやつておる行動は、おおよそかくのごと

き行動が多い。(拍手)しかし、これが議會外において、大衆の面前などで、ゼスチュアを使つて、赤旗を振つたりなどしてやる場合なら、まあこれもやむを得なからうと思ひふしもある。大衆を欺瞞することはできても、神聖なる國會を彼らは欺瞞することはできない。(拍手)しかも、この明らか事実、この証拠を諸君の力をもつてしては隠蔽することができないのであります。(拍手)

國會などにおきましても、ことに私は、今回この懲罰動議を出すにあつて、最も共産黨の不品行爲について参考までに述べたい。これに關連してです。この十六日の議院運営委員会におきまして、共産黨は反對討論をすることを認容された。しかるに、委員長の報告に對して質疑を行つたことになつた。そうすると、共産黨はわずかに三十五名で、あの短かい時間に二人まで登壇せしむるといふことになるので、それはいかぬでないかという議論がなされた。そこで共産黨は遠慮して、しからばその質疑は労働黨に譲るといふことに相なりまして、われ／＼委員が了承したのであります。その通り決定しておつたのに、議場に入つたら、何ら院内交渉係との折衝もなく、無断で突如林百郎君が登壇した。この不信の行爲を一体何と思ひます。われ／＼運営委員会を無視するものはなほだしい。常に彼らのこの本會議場をなされる言動は、徳田君などもしかりであります。大衆を欺瞞するに對する演説である。(拍手)アジ演説である。これが共産黨の戦術でございませう。そんな戦術は、日本の國會では通りませぬぞ。(拍手)われ／＼は、言論の府です

から、言論に關することは、たいてい

がまんしておきたいと思つて、今日までもたゞ／＼機會があつたが、國會の權威のために、しばらくわれ／＼がまなしようと思つておつた。しかるに、あらゆる法案に對して、やること、なすこと、実に見るにたえないこの醜狀を、断じてこれは許すことができない。(拍手)

しかも、林君のごときは何たる自信のない行動をとつてゐるか。諸君は、昨日の議院運営委員会を傍聴せられた方にはよくわかるだらう。共産黨の闘士といわれるほどの林君が、眼に涙をためて哀訴願してゐる。この事実を何と見るか。(拍手)そんなことぐらゐが恐ろしくて國會に入つたのか君は——(拍手)実に卑怯千万ではな

いか。何らの自信もなく、一たび正し

き方法をもつて糾弾せらるるならば、涙を流して哀訴願するがごとき卑怯な未練なふるまいである。実に私は、日本再建の途上において、かくのごとき者どもが國會の一部に議席を占めるなどということは遺憾千万、日本將來のために嘆き悲しんでおる。(拍手)

かつて吉田総理大臣は、日本の労働運動を指導すると称して日本の再建に妨害を興る一部の者に對して、不逞のやからという言葉を使つたことがある。今にして思ひます。なるほど彼らは不逞のやからであるかもしれぬ。(拍手)かくのごとき虚偽の事実を流布して、神聖なる議政壇上から大衆を欺瞞せんとするがごときこの行爲を、われ／＼は断じて許すことは相なりません。

しかも諸君、最も卑怯千万な点は、私は成規の賛成を得て林百郎君を懲罰

委員会に付すべしとの動議を提出いたしましたしなところ、林君はただちに私を懲罰委員会に付すべしとの動議を出した。諸君、たとえ、やりが巡査にかまつて、つかまつたすが、たびたびおれをつかまえるから、それが職權濫用だともし言ひなら、それはナンセンスもはなはだしいではないか。(拍手)彼らの行動は、まさにかくのごとし。今私の提議した動議が終末を告げるや、私に對する懲罰動議が出ますから、その際一身上の弁明に立つて、この林君の私を懲罰委員会に付すべしとの動議に對する一身上の弁明は相當具體的に詳しく申し上げるつもりでございませぬ。(拍手)

そこで私は、この問題は単に林君を責めるにあらず、私はこの事実、眞相を明らかにするところに重点を持つております。提案者がこの懲罰委員会の刑の量定などまで発言することは越權でございませう。しかし、私はなるべく輕きをもつて処断せられたい。まあ除名などという重刑ではありますまい。少くとも三十日以内の登壇停止くらいが、ちよつどいいのではなからうかと、参考までに申し上げます。(拍手)なお、この決定に従わざるにおいては、最高の極刑をもつて臨むもまたやむを得ぬ点であると思ひます。以上、林百郎君を懲罰委員会の議に付すべしとの動議提出の趣旨弁明をお願いいたします。満場諸君の御賛同を願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 懲罰事犯ありと告げられたる議員より弁明の申出が

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君 ただいま問題になつております、十六日における私の本會議場における発言は、予算の違憲性を論じたのであります。そして私は、かりにこの予算そのものの違憲性とは別に、實際問題としてこの予算が國會を通過したとしても、その執行の面において重大な支障を來すものであるということとを論じたのであります。その際、議院運営委員会における入江法制局長の認明を参考までに一例として引用したのであります。懲罰動議の趣旨弁明によりますれば、その引用が曲解もはなはだしいというのであります。そこで、今私の発言と入江法制局長の発言を速記録によつて對照してみたいと思ひるのであります。

入江法制局長の言葉、これはもちろん長いのであります。十分間の私の発言の範囲内では、入江法制局長の言葉を全部言うことのできないことは、御了解願ふと思ひます。そこで、御了解願ひたいと思ひます。そこで、私は、自分の論旨に最も必要な部分だけをここで申し上げたことは、御了解願ひたいと思ひます。そこで、入江法制局長の言は「ただいまの御質問に對しまして私の見解を申し上げます。先ほど申し上げたことと同じことだと思ひますけれども、歳入はやはり予算見積りであります。従つて、これを實際実行する場合には、税法であるとかその他根拠法規、すなわち実体法規が通つていなければ、その部分については更に実行できません。それは明らかであります。しかしながら、予算は実行できない部分がかりにあつたとしても、実行できる部分はお

ちろん実行できるであります。それだけ申し上げればいいかと思ひます。これが法制局長の言でありま

す。そこで私の言を見ますと、一実は先刻議院運営委員会でこのことが問題になりまして、参考までに國會の法制局長の意見を聞いたいたしましたところが、

法制局長も、予算を裏づけるところの実定法がない限り、かりに本予算が國會を通過したとしてもその執行は不可能であるということを明言されたのであります。しからばわれわれは、執行不可能な予算を審議するということは明らかに國會の權威を傷つけることだと思ふのであります。これが私の言であります。

そこで、以上申し上げるごとく、私の十六日の本會議における発言と入江法制局長の説明との差は、予算を裏づける実定法の通過を見ない限りはその部分について予算の執行は不可能であるとの「その部分」の四字がないという点であります。その点、私の表現が正確を欠いていた点は率直に認めます。ただし、ここで考へていただきたいことは、それだけの理由をもつて、ただちに懲罰に値するかどうかという点であります。推能君は、私が故意に曲解をしたと言つておるが、それは同僚議員を侮辱するものではないと思ふのであります。

第二は、十六日の本會議における私の発言の眞意は、速記録にもありますように、「しからばわれわれは、執行不可能な予算を審議する」ということは明らかに國會の權威を傷つけることだと思ふのであります。」といふがごとく、

國會の權威を傷つけないといふ私の眞意に出たことは、御了解願ふと思ふのであります。この國會の權威を傷つけないと思つた私の発言に対して、國會が私を懲罰するということ

は、私了解に苦しむのであります。すなわち第三として、しからばなぜ私が國會の權威を傷つけることになるのではないかと心配したかという理由を述べてみたいと思ふのであります。政府は、予算を裏づける実定法であるべき税に関する諸法案、すなわちガソリン税の新設、あるいは織物消費

税の税率の引上げ、酒税法の税率の引上げ、鉄道運賃、郵便料金の値上げ、法人税、取引高税、所得税等の税率の変更については、全然國會にその法案の提出がないのであります。同時審議ならまだしも、全然法案の提出がないということになれば、このたびの予算に對し、國會の審議に對する違憲性の有無は別としても、國會を通過したところで、入江法制局長の言をもつても、その重要な部分は執行不可能になつてしまふ。このことは、事実上また予算の執行全体に大きな支障を來すことになるのであります。そうして予算を國會が通過させるということ

は、國會の權威のためになしたくないということが、私の眞意であつたのであります。(拍手)
次にまた、かかる状態のままでする通過させることは——憲法の八十四條に「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。」といふことが書いてあるのであります。(拍手)憲法のこの國會尊重の精

神を——予算通過という既成事実をつくつてしまふことによつて、せつかく憲法で保障されている法律の審議權を蹂躪されるということになるならば、これまた國會の權威のために好ましくないと思ふのであります。こういう意味で、私は政府に重大な警告を發し、國權の最高機關である國會の權威を保持し、國會の審議權を保持したいといふ眞意から出たのであります。このことは、先般の暫定予算提出の際の組織別と目的別の新たな組織の組織に對し、政府は、財政法の改正を当然先議すべきであるが、このたび限りは同時審議にする、このたび限りは同時

とで出したのであります。またその後、地方配付税法や対日援助見返資金特別会計法についても、國會の要求に基いて急遽提出した事例もあるのであります。最近政府は、國會の要求によつて初めて必要な法案を國會に提出するといふことが、ひんびんとしてあるのであります。國會としては、当然政府のなすべきことに対しては忌憚のない警告をし、要求をすべきものであると私は信じたのであります。

以上、私の十六日の本會議における發言の精神は、ひたすら國會の權威保持のために政府の怠慢をつくつていふことであつたことは明らかであります。かかるに、この怠慢な政府に警告を發し、國會の權威を保持せんとした私が、何ゆゑ懲罰に付されなければならないの

でしようか。國會の權威、議院の品位の侮辱といふならば、あの圍圖に引かれるような、刑務所に引かれるような人すらも國會は懲罰しないのに、國會の權威を守りたいといふ私が、何ゆゑ

わずかに四字の引用の差で懲罰されなければならないのでしようか。しかも、推能君は玉井君の例をあげましたが、私が玉井君に、どうか君やつてくれ、やつてくれと言つたところが、あのときは労働新黨の發言の問題で玉井君はどうしてもできないから、林君頼むと言われて、私がやむを得ず出た事情は、玉井君自身に聞いていたのだ

と、思ふのであります。しかも、昨日の運営委員会においては、野黨派の諸君が、どうか林君、つらいところをがまんして、ここではあやまつておいてくれといふ同僚議員の切実なる忠告に對して、私は心から感激して私の不明を謝したのであります。これをし

ても何ゆゑ偽りの涙といふようなことを同僚議員の推能君が私に言うことができてし

ても、私がかつたといふか。これこそ、人間の心情を知らない、あたたかい血も肉もない冷血の動物だと私は言いたくなるのであります。(拍手)
しかも、私がこの入江局長の言を引用した際には、わずか十分間の時間の余裕しかないこと、次には入江法制局長の發言が、まだ速記録ができておらなかつたという点も、重要な点だと思ふのであります。従つて、もしかかる懲罰動議が許されるといふことになれば、將來少数派よりの發言は、常にその發言に關し多数派の懲罰動議という心理的脅迫を受けることになつて、かくては國會において、國民の負託を受けている國會議員の審議權が蹂躪されることになるのであります。しかも議員の懲罰に關しては、成規の手続を経て慎重にならざるべきものが、單なる議事進行に名をかりて、かかることが

なされるということは、明らかに懲罰權の濫用だと思ふのであります。私は、私の良心と國會の權威のために、かかる懲罰に對して断じて承服しがたいのであります。

以上が私の身上弁明であります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君)重懲罰の動議は討論を用いずして採決をいたしたのであります。よつて、ただちに採決いたします。推能三郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君)起立多数。よつて議員林百郎君を懲罰委員会に付するに決しました。(拍手)

議員推能三郎君を懲罰委員会に付するの動議(栗木作次郎君提出)
○議長(幣原喜重郎君)次に栗木作次郎君より、成規の賛成を得て、議員推能三郎君を懲罰委員会に付するの動議が提出せられております。右動議を議題といたします。提出者の發言弁明を許します。提出者栗木作次郎君。
〔栗木作次郎君發言〕
○栗木作次郎君 議員推能三郎君を懲罰委員会に付するの動議の提出理由を説明いたします。

去る十六日の本會議におきまして、昭和二十四年度の予算案が上程された際、わが党の林百郎君が、予算案の前提となつておる税法その他の收入を目的とする法律の制定もしくは改正がないのにこれを審議することは、國會が持つておる財政処理の權限に關し憲法上重大なる疑義があるから政府に對し質問を試みたいといふことで、その發

言中に入江衆議院法制局長の法的見解を引用したのであります。この引用が事實と相違しておつたということをとらえて、権熊三郎君は、林百郎君が降壇した後、議事進行に名をかりて演壇に上り、次のように発言したのであります。すなわち、前の方は省きます。が、うそ、嘘偽を本会議場に披瀝して審議に重大なる過誤を生ぜしめるがごとき悪例を残すことは、新憲法下断じて許されないから、私はあらためてここに、議院の神聖保持のために、同僚林百郎君を懲罰委員会に付することを要求するのであります。諸君、この私の懲罰動議に対しては討論は用いられないのであります。ただちに賛否を御決定願いたい。こう発言しておるのであります。そうして権熊君は、この発言が終ると聞もなく、成規の手続を経て林百郎君の懲罰動議を本院に提出したのであります。

そこで、われ／＼が問題にしたい点は、まず第一に、議事進行に名をかりて、議員の一身上の重大問題を——成規の手続を経ることなく、突如として懲罰動議を提出した件であります。御案内のごとく、国会法第二百一十一條においては「議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することが出来る。」とあつて、二十名以上の賛成がなければ懲罰動議は提出できないことになつておるのであります。権熊君は、まず本会議で懲罰を要求しておきなから、そのあとで成規の手続をおこなうべきでないであります。これは国会法を蹂躪し、国会の権威と秩序保持のために許し得ないものであると思つてあります。

本人の一言の弁明も聞かないで、独断的に曲解にあるいは欺瞞したとか、うそ、虚偽を本会議場に披瀝したとかいふような言葉を使つて、同僚議員を不当に侮辱するがごとき発言をしておるのであります。林百郎君の引用した入江局長の見解の内容と、同氏が議院運営委員会で発言したその内容とは、いささか正確を欠いておる点はあるのであります。しかし、これを目してただちに曲解あるいは欺瞞と断ずることは、少くとも同僚議員に対し礼を失した言動であると私は考へるのであります。発言の内容を誤り傳へたことについて、それが善意であつたか悪意であつたかは、本人の弁明を待つて判断することが望ましい態度であらうと思つて、昨日の議院運営委員会における、また先ほどの林君の弁明によつても明らかのように、林君が悪意ではなく、あやまつてあのような発言をしたのであり、不徳のいたすところであつたとやつて、その過失を認めておるのであります。かかる態度をもつて臨んでいる林百郎君を、曲解、欺瞞、うそ、虚偽といふごとき言葉をもつて非難するが如きことは、議員としてあるまじき言動である私は認定せざるを得ないのであります。(拍手)

第三の理由といはしましては、議員に対する懲罰動議の提出は、議員の身分に関する重大問題であります。従いまして、最も慎重な配慮が行わなければならないのであります。しかるに、権熊君がなされた林百郎君に対する懲罰動議の提出の経過を見ますと、まず人の弁明も聞かず、正式の懲罰動議の提出の場所も経ず、あの本会議場におけるところ

の興奮した空気の中で、突如として動議を提出しておるのであります。これは懲罰のための懲罰動議と言われても弁解の辞はないのであります。手、議員が懲罰動議を提出する権限を有することは国会法の認めておるところであります。しかし、いかなる権利といへども、その濫用は許されないのであります。民法第一條におきましても、「權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲ス」とあり、「權利ノ濫用ハ之ヲ許サズ」と民法第二條は規定しております。懲罰動議の行使も、また信義誠実の原則に従つて行使されねばなりません。濫用は許されないのであります。権熊三郎君の林百郎君に対する懲罰動議は、懲罰動議の濫用と考えます。かかる動議の濫用を許すならば、ささいなことで懲罰動議が提出されることになりまして、国会内の言論が不当に束縛せられることになるのであります。われ／＼は、国会の権威保持のために、かかる軽率乱暴な動議の提出は許されないと信じます。

私は、以上三つの理由によりまして、権熊三郎君を懲罰委員会に付すべきものであると信じて本案を提出した次第であります。(拍手)

○議長(幣原重厚郎君) 懲罰専犯ありと告げられたる議員より弁明の申出がであります。これを許します。権熊三郎君。

〔権熊三郎君登壇〕
○権熊三郎君 このたびは、遺憾ながら被告の立場をもつて一身上の弁明をいたしたいと思ひます。ただいま私に対する懲罰動議の提出

者は、三つの論拠をもつて私を懲罰委員会に付すべしとの動議を提出せられました。ただいま趣旨弁明を承りますと、第一の点は議事進行の発言で懲罰動議を出した点が不当であるという、第二は同僚議員に対する侮辱行為があつたという、第三は議員の権利の濫用であるという、この三点によつて私を懲罰委員会の議に付せようというのであります。

諸君、議事進行の発言によつて懲罰の動議を出すということを発言することとが何で不当なのでしょう。あなたには知らない。あの動議を出しても不当ではございません。動議を出しても不当ではない。それから動議とは……(発言する可多し)よく聞きなさい。教へて上げますから——提案者が一人だけではできないことではないのです。これに賛成者がなければいけません。それです。それから、成規の賛成者とは、あなたも引用せられた国会法によるところの二十名以上の賛成者、それがなければいけません。ところが、国会の議場内における各党の院内交渉係が、一たび事務総長のところへ申し出るとき、わが党賛成なりとの言明だけでその党全体が賛成者となつておる慣例が、今までずっと続いておる。言葉でいい。そこで、私の方は実は三十七名あります。私以外に三十六名、当日の登壇者三十二、三名が賛成者といふこととございまして、これは成規の手続……(発言する者多し)それは突然でいいですよ。そこで、なお念のため、その発言をすると同時に書面をもつて出しておる。それから議事進行の発言に、林百郎君を懲罰動議に付さざればこの予算審議

に重大なる障害を與えるということが私の発言である。これを黙過しておつたのでは、林君の言動を信頼して、憲法違反の予算を政府と多数党がむりじにいたしたという印象を受ける人があつてもいい。それはたいへんなことではないか、それだから議事進行上黙つてはおかれませんか。議事進行上まず彼を懲罰委員会の議に付せよ、ということを言つて、私はこの予算審議の結果に支障なきを期待したのでございませぬ。

第二は、同僚議員を侮辱したということとは——国会議員として同僚議員を侮辱しては相ならぬことは議事規則等にもございませぬ。よつて私は、慎重の上にも慎重を期して、この林君の発言そのものが虚偽であるということ——この私の言つたことが間違ひであるならば、あなたが指摘せられるように侮辱ということになりませぬ。しかるに、本人が認めておる通り、速記録にも明らかな通り、彼はまったく虚偽の事實を発言したということには間違ひない。(拍手)これでは同僚議員の侮辱と相なりません。

なお第三の権利の濫用に至りましては、実にこつてい千円でございませぬ。諸君も常に権利の主張をなさるが、われわれといへども国会議員の権利を尊重いたします。諸君、われ／＼が動議を提出するの権利は、国会議員として重大な権利である。しかも成規の手続をもつてこれをなす、だれがこれを制肘することが出来るか。しかるに諸君、濫用とは何ぞや。権利の濫用とは権利の不当行使なのであります。正当なる権利の行使は、権利の濫用では断

じてございませぬ。(拍手)たとえば交
通整理の巡査が、交通違反者を何百
回、何千回取締つても、これは違反者
に対しては権利の濫用ではない。(拍
手)たとえば、もつと具体的例は、
ナリが電車の中で刑事につかまるや、
何回もつかまつたというので、そのつ
かまつたナリが刑事に向つて、お前は
何度もわしをつかまえるから権利の濫
用だと言つたら、諸君はどうして承知
できる。(拍手、笑聲)正当なる権利の
行使は濫用では断じてない。

そこで、私の権利が正当なる権利の
行使なりやいなやが問題になる。議事
進行の発言を求めて議長が許せば、議
事進行に関する発言ができます。私は
議事進行の発言をなしたつもりであり
ます。それから、懲罰動議を出すのは
議員たるわれわれの権利であつて、成
規の手續をもつて事務局がこれを受理
するにおいては、断じて権利の不当濫
用ではございませぬ。しかも、この権
利の濫用がこの動議提出にあつたと
あらば、懲罰動議というものは提出者
ただ一人では出来るものではない。こ
れに二十名以上の賛成者がなければな
らぬ。従つて、動議提出が権利濫用だ
とならば、提出者だけでもつて懲罰動
議の対象とするのはできないので
す。提出者だけでは成立しないことな
ります。二十名以上の賛成がなければ
いかぬ。現に、わが党は三十名以上、
大会派と称せられる民主自由党にすら
三十名近い賛成者がある。これらを何
であなたが称する権利の濫用の一部分
をなしているものとして指摘しないの
か。あなたの理論構成は、この点にお
いても矛盾撞着でございませぬ。(拍手)

諸君、なお私は一言したいことがあ
る。旧來の國會にもしばしばございま
したが、一度他の会派から懲罰動議が
出ると、何も無いのに、その者に向つ
て反対側から懲罰動議を出す。そうし
て陰にまわつて、これはおれの方も
ひつこめるからお前の方もひつこめる
という一つの取引が間々行われたこ
とも、私は見て参りました。そういう
やみ取引は、新國會、新憲法のもとで
は断じて排除しようではないか。(拍
手)私が懲罰動議を出すや、林君は急
遽あの行爲に出て、昨日以來本朝に至
るまで、わが共産党は権能に対する懲
罰動議をひつこめるから、何とか林の
懲罰動議をひつこめてくれと頼んでお
る。私は、共産党としては共産党らし
くないやり方だと思ふ。彼らに自
信があるならば堂々と戦え。私は、
昨日の國會運営委員会の際にも
一身上の弁明をいたしまして、
同僚諸君は、権能に対する懲罰動議
は要旨を欠いておるから、懲罰動議
の成立にはならぬではないかという
意見を多数であつたが、私はあえて
発言を求めて、こつちやしくも共産党
に関する問題であるから、本會議の席
上、多数の傍聴者の前で、いかに共産
党が卑劣な行動、卑怯な行動をもつて
闘争しつつかあるかを争つて見たい、よ
つて私は、どちらが正当であるか、ど
ちらが正々堂々たる態度であるかを本
會議の席上で明らかに決定していただ
きたい。あわれむべし、私は指摘した
で、目に涙して泣訴願願しておる状態
は、断じて許すことができません。
諸君、私はそも／＼終戦以來國會に

議席を有し、今日まで國會議員として
の職にあるゆえんのものも、日本再建復
興のために重大なる支障を來す彼ら共
産主義者一味の者どもと命にかけて対
抗したいということが私の念願である
からでございませぬ。よつて、この絶好
の機会にあつたつて、林君の懲罰の動議
が正しいか、権能三郎提案の懲罰動議
が是なりや、諸君の公正なる判断をお
願ひしたい。すなわち、日本國會の神
聖保持、議員の品位堅持のため、しか
ももう一つ附加して、共産主義者一派
らの議會における闘争戦術がいかに卑
劣險悪きわまるものであるかという点
を暴露いたしまして、諸君の賢明なる
御判断に訴えたいのでございませぬ。
いささか言葉はそまつではございま
したが、この際一身上の弁明のために、し
ばらく清聴を煩わした次第でございま
す。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 懲罰の動議は
討論を用いず採決をいたしたのでありま
す。よつて、ただちに採決をいたしま
す。梨木作次郎君の動議に賛成の諸君
の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立少数。よ
つて梨木作次郎君の動議は否決されま
した。(拍手)

第一 皇室經濟法施行法の一部を
改正する法律案(内閣提出)
第二 日本國憲法第八條の規定に
よる議決案(内閣提出)
○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、皇
室經濟法施行法の一部を改正する法律
案、日程第二、日本國憲法第八條の規
定による議決案、右両案は同一の委員
に付託された議案でありますから、一

括して議題といたします。委員長の報
告を求めます。内閣委員長齋藤隆夫
君。
皇室經濟法施行法の一部を改正す
る法律案
皇室經濟法施行法の一部を改正
する法律
皇室經濟法施行法(昭和二十二年
法律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。
第七條中「二千万円」を「二千八百
万円」に改める。
第八條中「三十六万円」を「六十五
万円」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十四年四月一日から適用
する。
皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
日本國憲法第八條の規定による議
決案
日本國憲法第八條の規定による
議決
天皇及び皇室經濟法第四條第一項
に規定する皇族は、皇室經濟法施行
法第五條に規定するものの外、見舞
及び奨励のために、昭和二十四年四
月から昭和二十五年三月末までの間
において、二百五十万円をこえない
範囲内で賜與することができる。
日本國憲法第八條の規定による議決
案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔齋藤隆夫君登壇〕
○齋藤隆夫君 ただいま議題となつて

おりますところの皇室經濟法施行法の
一部を改正する法律案並びに日本國憲
法第八條の規定による議決案、これに
関する内閣委員会の審査の経過並びに
結果について御報告申し上げます。
まず本法律案並びに本議決案の要旨
を申し上げますと、本法律案は、皇
室諸般の費用のうち内廷費及び皇族費
は、皇室經濟法施行法第七條、第八條
によりまして、昨年度内それ／＼二千
万円及び三十六万円となつておるので
あります。ところが、經濟情勢並びに
物價水準等にかんがみまして、本年度
はそれ／＼これを二千八百万円及び六
十五万円に増額せんとするものであり
ます。また本議決案は、天皇その他内
廷にある皇族が、災害その他のお見舞
あるいは各種の御奨励等のためになさ
れる賜與額、これが一箇年間に二百五
十万円近くになる見込でありますの
で、これらの場合、その都度國會の議
決を要することが事実上困難でありま
すのみならず、その目的も定まつて
おりますので、例年のごとく、あら
かじめ價額を限つて一括議決すること
として、昨年度は百八十万円でありま
したのを、本年度は物價情勢に照應い
たしまして、これを二百五十万円に定
めようとするものであります。
この法律案並びに本議決案は、去る十
四日に内閣委員会に付託されまして、十
五日、増田官房長官より提案理由の説明
を聞き質問を行い、十六日、共産党の木
村榮君より反対の討論があり、民主党
の小川原政信君より賛成の討論があり
ました後、採決の結果、多数をもつて両
案とも原案の通り可決いたしました。
右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 別に御発言がなければ、両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決されました。(拍手)

第三 貿易特別会計法案(内閣提出)

出)

第四 米國対日援助見返資金特別会計法案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、貿易特別会計法案、日程第四、米國対日援助見返資金特別会計法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長川野芳満君。

貿易特別会計法案

貿易特別会計法案

(附則)

第一條 貿易及びこれに準ずる取引(外國への送金及び外國からの送金並びにこれらに準ずるものを含む。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第三條 この会計は、事業費勘定、経費勘定及び清算勘定に区分する。

(事業費勘定の歳入及び歳出) 第四條 事業費勘定においては、輸入物資(援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。)の賣拂代金、輸入物資(輸入物資に準ずる物資を含む。)の買入者に賣り拂う外貨請求権の賣拂代金、一般会計からの繰入金、輸出物資(輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。)の國內賣拂に因る賣拂代金、貿易以外の原因に基く外國への送金等に因る収入金、貿易公團に対する貸付金の償還金、外國貿易特別円資金特別会計からの繰入金、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)第二十條第五項の規定による納付金、経費勘定及び清算勘定からの剰余金繰入金並びに附屬雜收入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、輸出物資の賣拂者から買入る外貨請求権の買取代金、輸入物資(援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。以下同じ。)に関する諸掛、輸入物資の加工賃(諸掛を含む)、貿易以外の原因に基く外國からの送金等に因る支出金、貿易公團に対する貸付金、貿易公團に対する交付金及び清算勘定への繰入金の財源に充てるための経費勘定への繰入金、米國対日援助見返資金特別会計への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の償還金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(経費勘定の歳入及び歳出) 第五條 経費勘定においては、前條第一項の規定による事業費勘定からの繰入金、貿易公團に対する貸付金の利子及び附屬雜收入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務取扱手数料、貿易公團に対する業務取扱費交付金、貿易公團に対する清算経費交付金の財源に充てるための清算勘定への繰入金、附則第六項及び第七項の規定により借入金の利子、第十三條第二項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、事業費勘定への剰余金繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳入とする。

に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

4 前二項の規定により剰余金を事業費勘定の歳入に繰り入れる場合において、繰入に関する経費勘定又は清算勘定の歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、その翌年度において繰り入れるものとする。この場合においては、当該不足額に相当する金額は、翌年度における事業費勘定への繰入金財源として経費勘定又は清算勘定のその翌年度の歳入に繰り入れる。

(清算勘定の歳入及び歳出) 第六條 清算勘定においては、前條の規定による経費勘定から繰入金、貿易公團の清算に伴う収入金並びに貿易公團から承継した現金及び現金以外の資産の処分による収入金をもつてその歳入とし、貿易公團に対する清算に関する交付金、貿易公團から承継した債務に基く支出金及び事業費勘定への剰余金繰入金をもつてその歳出とする。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

11 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十條 事業費勘定において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入歳出決算において、一時借入金及び融通証券(余裕金の預入及び繰替使用並びに一時借入金及び融通証券)

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第八條 この会計の歳入歳出予算は、事業費、経費及び清算の三期定

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

13 各勘定においては、支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の複製及び送付) 第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入に繰り入れるものとする。

12 前項の歳入に繰り入れるものとする。

し、又は融通証券を発行すること
ができる。但し、その限度額は、
最高二百億円をこえてはならな
い。

3 前項の規定による一時借入金及
び融通証券は、当該年度内に償還
しなければならない。

4 この会計の各勘定の間において
は、相互に、各勘定の支拂上の余裕
金を繰替使用することができる。

5 前項の規定による繰替金は、当
該年度内に償還しなければならない。

(一時借入金、融通証券等の借
入、償還等の事務)

第十四條 前條第二項の規定による
一時借入金及び融通証券並びに附
則第六項及び第七項の規定による
借入金の借入、償還等に関する事
務は、大蔵大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入)
第十五條 この会計の負担に属する
借入金の償還金及び利子、一時借
入金及び融通証券の利子並びに融
通証券の発行及び償還に関する諸
費の支出に必要な金額は、毎会計
年度、國債整理基金特別会計に繰
り入れなければならない。

(外債請求権の買取及び買拂事務)
第十六條 政府は、外債請求権の買
取及び買拂に関する事務を日本銀
行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、政府は、
外債請求権の買取に必要な資金
を日本銀行に交付することができる。

3 会計法(昭和二十二年法律第三
十五号)第三十六條の規定は、前

項の規定により交付を受けた資金
の收支に関して適用する。
(公團貸付金)

第十七條 政府は、貿易公團に対
し、同公團の運営資金をこの会計
の事業費勘定から貸し付けること
ができる。

2 前項の規定による貸付で当該年
度内に償還するものは、この会計
の事業費勘定の支拂上の現金の運
用として一時貸し付けることがで
きる。

(支出未済の繰越)
第十八條 この会計において支拂義
務の生じた歳出金で、当該年度の
出納の完了までに支出済とならな
かつたものに係る歳出予算は、翌
年度に繰り越して使用することが
できる。

2 前項の規定による繰越について
は、財政法(昭和二十二年法律第
三十四号)第四十三條の規定は、
適用しない。

3 商工大臣は、第一項の規定によ
る繰越をしたときは、大蔵大臣及
び会計検査院に通知しなければな
らない。

4 第一項の規定により繰越をした
ときは、当該経費については、財
政法第三十一條第一項の規定によ
る予算の配賦があつたものとみな
す。

(実施規定)
第十九條 この法律の実施のための
手続その他その執行について必要
な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、この会計の昭和二

十四年度の予算成立の日から施行
し、附則第二項及び附則第十四項
から第十八項までの規定を除き、
昭和二十四年度から適用する。

2 貿易資金特別会計法(昭和二十
二年法律第七十九号)は、廃止
する。但し、貿易資金特別会計の
昭和二十三年年度の収入支出並び
に昭和二十二年年度、同二十三年
度及び同二十四年度の決算に關して
は、なお、その効力を有する。

3 貿易資金特別会計の昭和二十四
年度の暫定予算は、この会計の昭
和二十四年度の予算が成立したと
きは、失効するものとし、当該暫
定予算に基づく支出又はこれに基く
債務の負担は、この会計の経費勘
定の昭和二十四年度の予算に基い
てしたものとみなし、当該暫定予
算の有効期間中に收納した歳入金
は、この会計の歳入金とみなす。

4 昭和二十四年四月一日から貿易
資金特別会計法廃止の日までに、
同法第四條第一項の規定に基いて
した運用に係る貿易資金の受入額
及び拂出額(貿易資金以外の國庫
金をもつて拂い出した金額の昭和
二十三年度末における現在額は、
拂出額とみなす)は、この会計の
昭和二十四年度の予算が成立した
ときは、当該受入額は、この会計
の事業費勘定の昭和二十四年度の
歳入金の額とみなし、当該拂出額
は、当該勘定の同年度の予算に基
いてした歳出金の額とみなす。

5 昭和二十四年四月一日から貿易
資金特別会計法廃止の日までに、
同法第三條第二項の規定により買
易資金補足のため借り入れた借入

金は、第十三條第二項の規定によ
りこの会計の負担において借り入
れた一時借入金とみなす。但し、
当該一時借入金の額は、同項但書
の一時借入金又は融通証券の最高
額の計算には、算入しないものと
する。

6 前項に規定するものの外、貿易
資金特別会計法廃止の際、貿易資
金特別会計の負担に属する借入金
は、この会計の負担とし、当該借
入金の償還は、事業費勘定の所屬
とし、当該借入金の利子は、経費
勘定の所屬とする。

7 前項の規定によりこの会計の負
担となつた借入金については、必
要により、この会計の負担で借換
をすることができる。

8 附則第六項に規定するものの外、
貿易資金特別会計法廃止の際、貿
易資金に属する資産(現金を除
く)及び負債は、この会計に帰属
させ、事業費勘定に所屬させる。

9 貿易資金特別会計の昭和二十三
年度分の収入支出に關する事務
(旧貿易資金特別会計法第十三條
第一項の規定による損益計算上の
過剰の貿易資金への組入の事務を
含む。以下同じ)の完結の際、貿
易資金に属する現金は、この会計
に帰属させ、事業費勘定に所屬さ
せる。

10 貿易資金特別会計の昭和二十三
年度分の収入支出に關する事務の
完結の際、同会計に属する資産及
び負債(前項に規定するものを除
く)は、この会計に帰属させ、経
費勘定に所屬させる。

11 附則第九項の規定により事業費
勘定に所屬させた現金は、政令の
定めるところにより、当該勘定の
歳入又は支拂元受高に組み入れ、
前項の規定により経費勘定に所屬
させた現金は、当該勘定の歳入に
組み入れるものとする。

12 政府は、政令の定めるところに
より、昭和二十一年度から同二十
三年度までの期間中における貿易
資金の受拂に關する計算書を作製
し、貿易資金特別会計の昭和二十
三年年度の決算とともに、國會に提
出しなければならない。

13 清算中の食糧貿易公團及び原材
料貿易公團については、公團等の
予算及び決算の暫定措置に關する
法律(昭和二十四年法律第 号)
は、適用しない。

14 不正保有物資等特別措置特別会
計法(昭和二十三年法律第三十六
号)の一部を次のように改正する。
第十四條を次のように改める。
第十四條 貿易特別会計法(昭和
二十四年法律第 号)第七條、
第八條及び第十一條の規定は、
この会計の予算及び決算につい
て、これを準用する。この場合
において、第八條中「事業費、
経費及び清算の三勘定に分け、
各勘定のうちにおいて、歳入の
性質及び歳出の目的に従つて、」
とあるのは「歳入の性質及び歳
出の目的に従つて、」と読み替へ
るものとする。

15 外國貿易特別円資金特別会計法
(昭和二十三年法律第二百十三号)

の一部を次のように改正する。
第五條中「貿易資金」を「貿易特別会計の事業費勘定」に改める。
第十條を次のように改める。

第十條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第七條及び第十一條中「商工大臣」とあるのは「法務総裁」と、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」と読み替へるものとする。

16 金、外國通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。
第六條 第一條及び第五條の規定による買上は、貿易特別会計の事業費勘定の負担において行

17 貿易公團法の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「貿易資金」を「貿易特別会計」に改める。
「貿易公團法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第十九号）」の一部を次のように改正する。
附則第四項中「貿易資金特別会計」を「貿易特別会計」に改める。

貿易特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕
米國対日援助見返資金特別会計法案
米國対日援助見返資金特別会計法

第一條 米國対日援助の見返の円資金をもつて、米國対日援助見返資金（以下「援助資金」という。）を設置し、その歳入歳出を一般会計と区分して経理する。

第二條 この会計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

第三條 援助資金は、米國対日援助物資に係る貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等による受入金及び資金運用に因る収益金をもつて充てる。

第四條 援助資金は、米國対日援助物資のアメリカ合衆國通貨による價額を大藏省令で定める換算率により日本國通貨に換算した價額に相当する金額とする。

第五條 援助資金をもつて國債を償還又は償却したときは、まず一般会計の負担に属する國債について償還又は償却があつたものとす

第六條 この会計においては、第三條第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等による受入金及び資金運用に因る収益金をもつてその歳入と

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款及び項に区分する。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國會に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度において支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとす

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、

一般会計の歳入歳出決算とともに國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の総計表

五 國債の償還及び償却額総計表

し、第四條第一項の規定による運用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

第四條第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入並びに第十三條第二項に規定する短期証券の買入及び賣拂に関する事務の取扱手数料は、この会計の負担とする。

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款及び項に区分する。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國會に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度において支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとす

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、

一般会計の歳入歳出決算とともに國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 資金受拂額総計表

三 当該年度末現在の運用資産明細表

四 運用による利益及び損失額の総計表

五 國債の償還及び償却額総計表

第六條 この会計においては、第三條第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等による受入金及び資金運用に因る収益金をもつてその歳入と

第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて款及び項に区分する。

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國會に提出しなければならない。

第十條 援助資金で毎会計年度において支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとす

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、

一般会計の歳入歳出決算とともに國會に提出しなければならない。

2 前項の場合における所屬換を受けた國債の類及び償却した國債の額は、当該國債の買入價格をもつて計算するものとする。

(施行規定)

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、この會計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行する。

米國對日援助見返資金特別會計法案 (内閣提出) 關於の報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

(川野芳滿君登壇)

○川野芳滿君 たいま議題となりました貿易特別會計法案について、大蔵委員會における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

この法案が提出されました趣旨は、貿易及びこれに準ずる取引に関する政府の管理を明確にしよとするものでありまして、この点について不十分でありました従来の貿易資金特別會計法を廃止いたしまして、新たにこの貿易特別會計法を設置しようとするものであります。すなわち従来の貿易資金特別會計法におきましては、資金運用益金、公團納付金、雑収入等を歳入とし、事務取扱費、資金運用手数料、附屬諸費等を歳出としておりますが、貿易資金の運用として行つております貿易物資の買入れ及び賣拂い、外貨請求権の買入れ及び賣拂い等貿易及びこれに準ずる取引に関する資金の買入れ、拂い出しについては、これらを歳入歳出といたしておりませんので、今回これ

らを歳入歳出といたしますように、貿易特別會計法を設置し、これに伴う必要な取扱いを規定しようとするものであります。

(議長退席、副議長着席)

次に、この法案で規定しようとしたしておりますおもな点について申し上げますと、第一に、この會計は事務費勘定、経理勘定及び清算勘定の三勘定に区分いたしまして、事務費勘定において貿易及びこれに準ずる取引に関する資金の買入れ、拂い出しを管理することとしたしております。第二に、事務費勘定において、支拂い上現金に不足があるときは一時借入金を行ふこととしたしております。但し、その最高限度は二百億円とし、かつその年度内に償還しなければならぬこととしたしております。第三に、政府は貿易公團に対し、その運営資金をこの會計の事業費勘定から貸しつけることができることとしたしております。

この法案は、去る十四日、本委員會に付託されたものであります。十五日提案理由の説明を聴取し、十六日及び十八日質疑を行いました。田中委員よりは、二十四年度における貿易計画、輸入総額と補給金との関係につき、風早委員よりは、輸出に関する対策、貿易資材面及び金融面についての施策、貿易特別會計における資金の内容、貿易計画等について、内藤委員よりは、最近における貿易取引の実態についてそれ／＼質疑があり、政府委員より解答がありました。

次いで、十八日討論に入りましたところ、宮崎委員は民主自由党を代表して、予算の実体面の一環をなす重要な

ものであるとして賛成の意を表せられ、風早委員は共産党を代表して、援助資金の実際がいまいであり、また貿易計画が過大であつて、飢饉輸出となるおそれがあるとして反対の意を表せられ、荒木委員は、従前の貿易資金特別會計法の不備を補うところ適切な新立法と考へるとして賛成の意を表せられました。続いて採決に入りまして、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

(拍手)

以上、はなはだ簡単でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

続いて、たいま議題となりました米國對日援助見返資金特別會計法案について、大蔵委員會の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律を制定せんとする趣旨について申し上げます。ガリオア及びイロア資金による對日援助の見返り資金をもつて、わが國の通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に資せしめようというのが本基金の趣旨目的であり、この資金の運営に關して特別會計として経理しようというのがこの特別會計法であります。終戦以來、わが國はガリオアその他の資金による巨額な米國の對日援助物資を受け、従つて貿易ははなはだしい入超となつておつたのであります。それにもかかわらず、貿易資金は常に円資金の不足を示しておるのであります。このことは、援助物資の見返りたるべき資金が、國內の價格政策等により不明確な形で輸出及び輸入補給金に充當せられていた結果であります。この資金を特別會計は、かかる補給金充當の状態を脱却し、貿易特別會計を通じて繰入

られるこれらの援助物資の見返り円資金を積立て、これを國債及び公私企業に対する資金に運用し、また國債の償還に關する費途及び公企業に対する資金に使用することによつて援助の状況を明確にしつつ、見返り円資金の有効適切な活用によつて九原則下における日本の財政經濟の安定と再建をはかりとするのであります。

右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。

右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。

右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。右が本基金設置の趣旨の大体であります。

決定計算書及び決算に關する諸規定であります。次に第十三條は、援助資金の経理について、この資金は日本銀行に特別の預金勘定として、他の預金勘定と区分して経理すること及び余裕金ある場合の政府短期証券による一時保有の規定であり、第十四條は資金運用等に関する事務を日本銀行に取扱せしめる規定であり、第十五條は所屬が國債及び償却國債額の決算上の明示の實について、また第十六條は施行に關する政令について定めてあります。最後に附則はこの法律の施行期日の規定であつて、この特別會計の昭和二十四年度予算の成立の日から施行することになつております。以上がこの法律案の内容であります。

この法律案は、四月十二日大蔵委員會に付託せられ、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、次いで十三日、十四日、十五日の三日にわたり熱心に質疑を行い、大蔵大臣、政府委員の答弁を聴取しました。そのうち、十四日は特に秘密會として慎重に審議を重ねた次第であります。質疑の詳細については、ここにその報告を省略し、速記録を参照願ふことにいたします。思いますが、そのうち問題となつた重要な点を二、三あげますれば次の通りであります。

第一は、本特別會計法案の性格がいかに、特に第四條第六項、第七項の問題であります。すなわち、政府と連合國最高司令官との關係を國內法に挿入することは前例があるか、また適當でないではないか、ディレクティブまたはメモランダムによるべきではないか。また國會の審議権との關係いかん等の質疑に対し、政府委員よりは、必ずしも

同様のものではないが、類似の前例はないではない、この規定は米國より援助を受ける歐洲諸國の例においては双務協定において規定されている事項であるが、今日占領下においてはこの規定のごとくなる、またその規定の有無にかかわらず実質的には同じであるが、米國納税者に対する関係上はつきり書いた方がよろしい、また國會の自由審議は当然であるとの答弁がございました。

第二は、本基金運用の機關の問題であります。これに關する質疑に對しては、政府側の答弁は次の通りでありました。第一は、本資金運用計画は總合資金計画の一環として安本長官が定める。本資金の運用計画は年間計画及び四半期計画として作成する。なお産業投資及び融資については、企業別細分計画を立て具体的に定める。第二は、支出の關係はもつぱら財政法第三十四條の問題であり、大藏大臣が支出計画を定める。大藏大臣はこの資金を管理し、右運用計画に基いて資金の運用を執行する。大藏大臣は予算責任大臣として、本資金運用に當つて予算執行上必要な調整を加える。第三は、安本及び大藏省との關係は緊密な連繫を保ち、離離のないように努める。安本に關する各省担当官吏をもつて援助資金運用協議会をつくる。但しこれは諮問であつて、責任は安本にあり、關議に於て決定する。民間意見については特別の機關を設けず、復興計画委員会を活用したい。第四は、日銀との關係については、大藏省の責任において、日銀は事務を取扱わせるのである。日銀の政策委員会は対日援助資金とは直接

關係はない。以上がその答弁の大體の内容であります。

第三は、この資金の運用による日本經濟の今後の進路との關連の問題であります。特に千七百五十億の基礎、資金計画の内容、復金融資の停止と本基金活動との間のギャップとしての四月、五月における融資問題が質疑されました。これに對して政府側よりは、一、この基金の基礎となる対日援助の一部分はすでに一九四九年度予算としてアメリカ議會で決定したものが入つてゐるのであるが、大部分は次年度のものであり、決定したものではありません。二、この資金に關する資金運用計画は、鉄道、通信兩會計建設公債のほかは、いまだ確定していません。三月、四月、五月におけるギャップに關しては、政府支拂い促進その他の方法によつて万全の考慮を拂う等の答弁がありました。

かくて十五日質疑を終り、十六日討論に入り、討論に入らなりました。まず民主自由黨の議員は、討論に入らなりました。討論は「米國對日援助見返資金特別會計案の一部を次のように修正する。第四條第六項及び第七項を削る。その修正理由として同委員は、本資金は米國の好意的援助によるものであつて、その内容についてはどうかの意見は差控えるべきではあるが、立法關係について見るに、第四條第六項、第七項のごとき條項を國內法たる法律に規定することは前例に乏しく、かかる條項のない方がよろしいであらうと思つとも、その存置するといふにかかわらず、管理下にあるわが國の現状において、その効果においてかわりはない、かかる規定は、むしろかかる議論を紛消せしめるおそれがあるがゆゑに削除したいと考へる、しかしながら、われわれがこの基金設置の趣旨に忠実に奮進する意味において、この削除しようとする條項の趣旨にかわるべき決議案を上程したい、そして、その決議案の取扱ひについては委員長に一任したいとの修正動議を提出されました。右の修正を除く他の部分については同委員は全面的に賛成の意を表されました。次いで、社會黨を代表して田中委員は修正案に賛成する旨を述べられました。なお統一、共産黨を代表して風早委員は原案に反対の意を述べられました。統一、國民協同黨を代表して内藤委員は修正案に賛成するのと同時に、他の部分については若干の希望を付して賛成する旨を述べられました。かくて討論を終局し、右の修正動議を含む本法律案につき採決いたしましたところ、多数をもつて修正可決いたしました次第でございます。

右、はなはだ簡單でございますが、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(若本信行君) 討論の通告があります。これを許します。風早八十二君。

○風早八十二君(登壇) 私は、日本共産黨を代表して、今上程されました米國對日援助見返資金特別會計法案並びに貿易特別會計法案の二案に對して反対の意見を述べたいと思つております。今、どうも反対しなければならぬその理由を申し述べたいと思つております。

まず、米國對日援助見返資金特別會計法案に對する意見を述べたいと思つて、大體この法案の趣旨は、新しく千七百五十億圓という會計を設置するといふにあるのでありますが、この千七百五十億圓というものはどこから出て来るのか、まずこれから問題があるのではありません。これは決して天から降つて来るものでもなければ、また地からわいて来るものでもなく、また外からもらうものでもないであります。しかしながら政府當局は、この千七百五十億圓につきましては、これをまるで万能藥のごとくに、いろ／＼二十四年度予算案の困難な事情に對して常にこの千七百五十億圓の見返勘定を引合に出してあります。

たとへば、長期資金が今回の予算では足りない、これは特に米自黨の諸君も大いに熱を入られた点であります。この二十四年度予算案はとかくデフレ的な傾向がある、そして産業の建設面に金が出て来ないであらう、この金詰りに對して非常なる不安を感じておられる、これらの方面から、しばしば長期資金はどうするといふ質問が政府に對しても出ておつたのであります。しかし、これに對して政府は常に、これは大藏大臣にいたしましたも安本長官にいたしましたもまつた同様の案でありましたが、常に、いや千七百五十億圓の見返勘定があるから何とかなるであらう、こゝういふ、きわめてあいまいなる答弁をやつておりました。しかも、これが程度きまきまして、米自黨の諸君も結局は黙つてしまわれ

また公共土木事業費は、今回ははなはだしく節減せられておりました、これは全國國民が今年度におきましては非常な難澁をしなければならぬ、たとへば災害防止費におきまして、あるいは六・三制の建設費におきまして、その他厚生關係の建設費におきまして、さしずめ今度問題になつております國立病院などのいろ／＼な建設資金につきましても非常な金詰りである、これをどうしてくれるか、こゝういふ質問を政府に出します場合に、これはまた政府は必ず、いや最後においては千七百五十億圓があるから、これが何とか融通されないでもない、こゝういふような答弁であつたのであります。

最後に、こゝういふ地方配付金の問題が、致命的な問題として各委員會に擧げられました。このときにもまた、予算委員會におきましても、あるいは地方行政委員會におきましても同様であります。この地方配付金の不足といふものには對しては、やはり千七百五十億圓で何とかなるであらうといふ、はかない望みを與えておる。そして、これによりまして質問を封じておつたのであります。

さて、こゝうにして私は、最後の決意いたしました大藏大臣に關したのです。一體この千七百五十億圓というのは、今日政府にとつて、あるいはこの二十四年度予算案にとつて、それは打出の小づちであるのか、これに對しては池田大藏大臣は、その通りでありますと認められたのであります。しかしながら、はたしてこれが打出の小づちであるかどうか。ここに根本の問題がある。これが打出の小づちであつて、これを打ちさえすれば何でも足りないものが出て来るといふのであれば、こ

また公共土木事業費は、今回ははなはだしく節減せられておりました、これは全國國民が今年度におきましては非常な難澁をしなければならぬ、たとへば災害防止費におきまして、あるいは六・三制の建設費におきまして、その他厚生關係の建設費におきまして、さしずめ今度問題になつております國立病院などのいろ／＼な建設資金につきましても非常な金詰りである、これをどうしてくれるか、こゝういふ質問を政府に出します場合に、これはまた政府は必ず、いや最後においては千七百五十億圓があるから、これが何とか融通されないでもない、こゝういふような答弁であつたのであります。

これは問題ではない。しかしながら、この打出の小づちというものは、実は内容のないものである。これは、今これから詳細に申し上げるところであります。

大体千七百五十億円というものは、最初にも申しましたように、天から降つて来るものでなければ地からわいて来るものでもない。またこれは外から頂戴するものでもない。これは結局、われ／＼がわれ／＼の労働力をしほり上げて生み出されなければならぬのなんです。(拍手)今、その千七百五十億のからくりを皆様方に申し述べて、われ／＼がいかにしてこの法案に反対しなければならぬかということ論証したいと思ふのであります。

千七百五十億円の新しい会計は、結局ひとりではできないものではなくして、貿易特別会計からそのまますくもりもらつて来るものであります。しかも、貿易特別会計におきまして、この千七百五十億円というものはいかにして生み出されるか。問題は、ここにおきましてか貿易特別会計の事業勘定の分析に移るのであります。ところで、この事業勘定におきまして、その歳入は何であるか、歳出は何であるか、この点を明らかにしたいと思ふのであります。

まず歳入におきましては、輸入援助物資関係の収入といたしまして千七百五十億円が見積られております。さらに輸入一般物資関係といたしまして千三百八十五億円というものが見積られております。合計して千三百三十五億円というものが歳入であります。これに対して歳出はどうであるか。もちろ

ん第一には、その米國対日援助見返資金特別会計に繰入れるべき千七百五十億円、これが第一であります。さらに輸出向きの物資に対する買上げ代金の支拂い、こういうものが千八百八十六億円あるのであります。この二つを合算しますと三千六百三十六億円になります。これがすなわち歳出であります。

そうして見ますと、この三千六百三十六億円から千三百三十五億円を引いた残りの五百一億円というものは、黒字ではなくて実に赤字になる。この貿易を實際にやり、それから物を生み出してこれを買つたり賣つたりして、差引きするところは五百一億円の赤字を何とかしなければ千七百五十億円というものは生まれぬ勘定になる。

しかるに、この千七百五十億円、及び一般物資の輸入の面におきましても補給金がいろいろありますが、それらを合せて八百三十三億円という輸入補給金を一般会計から政府は出してあります。しかもそれだけではなく、さらに一般会計から貿易会計に向つて四百億円という、またこれも理由なしに一般会計からの繰入金を繰入れておるのであります。これらの八百三十三億円並びに四百億円、しめて一千三百三十三億円というものは、もうだれが何と申しましたも、そのまま國民の税金負担であります。國民の税金から取上げて、これを補給金にしておる。この一千二百三十三億円がなければ、千七百五十億円というものは出て来ないという勘定になるのであります。(拍手)してみれば、一千七百五十億円というものは外から興えられたものでもなく、どこから出て来るものでもない、結局は

われ／＼國民の税金負担として出て来るといふことがきわめて明瞭ではありませんか。(拍手)

私は、この千七百五十億円というものは、もはや打出の小づちではなく、いわば張子のとらであるを申したい。この張子のとらは、中身はからつぽであります。しかしながら、これをでんと置いておけば、張子のとらの威力によりましていろいろ／＼なことが出来る。これはまづたく空から有を生み出すといふ、きわめておもしろい手品が出来るしるものであります。その張子のとらにこれが値しておる。しかしながら、その中身がない。その中身がある限りは——これに内実があり、内容以外に何もものない。こういうものを使つて政府は今回の二十四年度の全予算を動かそう、あるいはまた足りないところもこれでみなまかなうおとやう。議員諸君は、このインチキなるからくりを御承知になりますれば、今にしてあの二十四年度予算案をうのみにされたことを、さぞかしほぞをかまれることであろうと私は信ずるのであります。(拍手)

次に、この米國対日援助見返資金特別会計法案に対する反対理由といたしまして、この資金の運営には、いささかも自主性がないうり重大なる一点であります。(拍手)御承知のように、この原案におきましては、その第四條第六項におきまして、この資金の運営あるいわまた使用につきましては連合軍最高司令官の承認を経なければならぬと、はつきり書いてある。いやしくも國會におきまして、憲法の第八十

三條ないし八十八條において認められておりますところのわれ／＼の予算審議権、われ／＼の國會の審議権というものは一体どうなるのか。これがあらかじめ連合軍司令官の承認を得なければならぬ、しかもわれ／＼はこれを自由に討議しなければならぬ、もしもこの両者が食い違つた場合に、これをどうするか。こういう困難なる條文をこの中に平氣ではさんでおつたのであります。その政府の趣旨たるや、結局現在與黨として多数を持つておる、だからして、どんなむりなことでもできる、どんなむりなことでもやれるから、こういうふうなことがあつても、それは初めから何ら問題にならないであらう、これはもううのみにするだけであらう、國民の國會の審議権などというものは初めから放棄してかかるだらう、こういうたうな頭を政府が持ちまして、平氣でこつたやうな法案を出して来た。さすがにこの点につきましては、民自党の諸君の側からも猛烈なる疑義が起つて来たのであります。

私は、大藏委員会におきます討議の若干を皆様方にお知らせしたい。それは、私が今度の大藏委員会の審議の過程におきまして、この條文の削除につきましては積極的な主張を持ち、これは当然削除されるべきである、私は今まで長い間法律學もやりましたが、日本の法制史をすつとひとといてみて、かりに明治の初年におきまして、あの條約改正に対して全國民が熱中しておるとき、治外法権撤廃のために皆様方の祖先であるところの自由民権の運動者が大いに闘つておるとき、つまり日本におきまして、まだ民族の独立が完全に達成せられておらなかつたその際におきましても、この汚辱的な條文は絶対になかつたのであります。(拍手) こういうものは、いまだかつてなかつたのであります。われ／＼は、戦後の民主主義のもとにおきまして、新しくこつたやうな汚辱的な條文を差入れて、これによりまして、われ／＼みずからがわれ／＼みずからの首をくぐるやうな、予算審議権を否定するやうな、そういうふらちなことはやりたくない、これはわれ／＼の祖先に対しては申訳ないことであり、またわれ／＼の子孫に対しても申訳ないことであるといふ趣旨のことを、われ／＼はしばしば繰返して主張したのであります。幸いにして、この点に關しては民自党の諸君も大いに賛成してくださつた。これによりまして、遂にこの二項の削除については、ほとんど全会一致で認められたのであります。やがて今修正決議も出ると思いますが、こつたやうな点につきましては、われ／＼は常に民族の獨立、せめてわれ／＼自身の國會の審議権の獨立、ひいては國民の自主権の回復というこの一線をどこまでもわれわれがねらわなければならないといふその趣旨が、十分におわかりになると思ふのであります。(拍手)

さてしかしながら、この修正の決議案なるものは、不幸にしてただちに表向き、この條文からこの二項の汚辱的なものを削除しただけでありまして、なおこの法案の實質に対して変更を加えるものではなかつた。われ／＼は、むしろこの形式と同時に、この法案の持つておりますその實質、これがすなわち日本の自主性を失わせる、少

くもわが國の二十四年度予算案の、從つて國民經濟の實際の運行の自主性を失わせるというこの重大なる一点について、さらに指摘せざるを得ないのであります。

大体この点につきまして、もはや詳しく申し述べる必要がないのであります。日本の經濟再建に對しまして、この法案が實際に實施せられた場合におきましてどういふ影響があるか、われわれの國民生活に對してどういふ影響があるか、これがすなわち、われわれのこれから問題にしなければならぬ一点であります。(運管はこつちにまかせたらしい)と呼ぶ者あり) 諸君に運管をまかせた結果は一体どういふことになるか。今、それをこれから立証せんとするものであります。

まず第一に、この法案にありますとこの會計の千七百五十億圓といふもの、その一部分、特に二百七十億圓といふものは建設公債の引受けに使われるといふ、第二には、長期資金あるいは産業設備資金として使われるといふこととあります。第三には國債の償還、この三つのそれ々の役割といふものが、實際にはどういふ影響を國民經濟に及ぼすか。建設公債の場合におきまして注意しなければならぬのは、これは事は日本國有鐵道並びに國營でありますところの通信事業に關係してあるということとあります。この二つの事業會計といふものに新しく外資が入つて来る。二百七十億圓という莫大な外資が入つて来る。これによりまして、その運管といふものの方向がどこに行くかといふことは、おのずからこれは察知せられるところではないでありますしうか。

今までわれわれの國におきまして、この建設面において、特に國鉄並びに通信事業の面におきまして、こういう外資が入らなかつた、またこれを入れることはなかつたというこの歴史は、これは決してむだな歴史ではなかつたのであります。これはすなわち、事業の性質上どうしても日本民族の獨立に關係してある事業である。これはわが日本の産業の一つの動脈であり、一つは神經系統である。これをもしも外資の導入によつて、從つてまたその背後にあるところの外國資本の利益によつて左右せられることになるならば、これから先、日本の鐵道並びに通信關係はどういふことになつて行くか。この点を考えるならば、この二百七十億の外資をただおめく受取つておくわけには行かないのであります。

さて、それだけではない、皆様方は、大体千七百五十億圓といふ見返勘定は、これはアメリカならアメリカからただでもらうものであるといふふうにか考へたならば、これはたいへんな間違ひである。私は委員会におきまして、しばしばこの点について大藏當局に確かめたのですが、結局それは、大藏委員会における答弁によりますれば、大藏大臣はただでもらうかのごとくに予想しておられる。將來において、講和會議の際には何とかなしくずしができるであらうといふようなことまでも予想しておられる。しかしこれは……

○副議長(岩本信行君) 風早君に申し上げますが、時間がもうあと三分でありますから、結論をお急ぎ願います。○風早八十二君(續) この建設公債の

對象になつておりますところの鐵道事業並びに通信事業といふものは、幾多の貴重なる固定施設から成り立つておるわけでありまして、

さて、この千七百五十億圓が贈與であるかどうかという点につきまして、は、だれよりもかれよりも最も權威のありますところのマツカーサー元帥が、一昨年二月二十二日にあのアメリカのコンダレスアにて送り出した書簡の中ではつきりと言つておる。これは決して慈善をやつておるわけではない、これは結局先取特權として、われわれの場合によつては特定の物件に對してこれをとることもできるのだといふことを、はつきりと述べておるのであります。しからば、講和會議の際におきまして、日本の鐵道なり、あるいは通信事業なりが、その先取特權の對象にならないとは、だれも今から保障できないのであります。

第二には、この長期資金の問題であります。この点につきましては、今日まで私は、この資金の問題につきましてはたびたび述べたところでありまして、一應省きますが、要するに集中生産方式といふものが今日までとられておる關係上、これは長期資金と申しましても、結局はきわめて一部の限られたる巨大な資本家の手にだけ資金が與えられるのでありまして、多くの民族産業を初め中小の企業に對しては、決して資金は來るものではない。さらに第三の國債償還におきましても同様でありまして、これはもう露骨に金融機關の救済にすぎないのである。われわれは、こういう点を考えまして……

○副議長(岩本信行君) 風早君、時間が参りましたから…… ○風早八十二君(續) どうしても本案に對しましては、法理的な面からも、また実質的な面からも絶対に反對せざるを得ないことを申し上げまして、この壇を降りたいと思つております。(拍手)

○副議長(岩本信行君) ただいまの風早君の發言中、すでに削除された字句に触れられたよりであります。この点は速記録を取調べた上適當な処置を講じます。 次は宮崎靖君。 (宮崎靖君登壇)

○宮崎靖君 ただいま議題となりました米國對日援助見返資金特別会計法案につきまして、民主自由党を代表して、委員会において修正可決せられしした原案に賛成の意を表するものであります。その理由をきわめて簡単に申し上げます。 本特別会計の設定は、米國の對日援助の有効的實施を法定して、これを具體化したものであります。この特別会計の資金運管のいかんは日本經濟自立に重大な影響をもたらすものであります。ことは、多言を要しないところであります。まず本案を性格的に見ますれば、明らかに國際條約あるいは協定または協約に属すべきものでありまして、米國の一九四八年經濟協力法、いわゆるマーシャル援助計画に基きまして米國から援助を受けている諸國に示された經濟安定計画に類似する措置が含まれてゐるものでありまして、本來ならば、歐洲諸國の例に見ることく、條約に基く國內的措置法として立法すべき

ものであります。占領下にある現在としては、本法の形式をとることはまことにやむを得ざると思料せられる次第であります。

御承知の通り、終戦以來繼續せられてゐる米國の對日援助は、アメリカ市民の税の犠牲によつて生み出されてゐるものであります。従いまして、米國から對日援助資金が最大の効果を發揮できることを要求せられましても、これを肯定しないわけには参りません。これが經濟安定九原則を通じての勸告となつた次第であります。すでに申し上げるまでもなく、經濟安定九原則の目標は、經濟、財政、價格及び資金の安定を實現し、輸出用生産を最大限に引上げる点に置かれておるものであります。その第一前提はインフレの高進に終止符を打つことにあることは言をまたないところであります。すなわち、九原則の忠実な推進と本法の制定實施によつて日本經濟のインフレの根源を除きつ、やがて日本の經濟安定、輸出生産の振興、經濟自立、獨立達成への行進が期待せられるところであります。

次に、本法案を大藏委員会において審議した過程において、この援助資金は名目的のものであつて、いわば見せ金であると断定し、その断定のもとに種々なる論議が展開せられたのであります。その論旨に對しては必ずしも批判の限りでないと思料するものであります。米國の援助そのものは、日本が自力でやるべきことを米國民が一時かわつてやることであつて、この援助資金を名目的見せ金に終らせるのも、これに實質的最大の効果を發揮せ

しむるのも、要は日本民族の経済自立へ邁進せんとする熱意いかにかつておるものでありまして、難々しく一党一派の政策や宣傳のためにこれを論断すべきものではないと確信する次第であります。(拍手)

さらに、この援助資金は借款であるが贈與であるかの点について、現在これを明らかにすべきであるとの強い要求が数回にわたって繰返されたのであります。かかる問題は、日本の現状に照らし、かつた米国の好意ある援助の性格にかんがみまして、はたして日本人側から理論攻勢をなすべきものであるかいなかは、本院議員各位並びに廣く國民大衆の判断に訴えればきわめて明快なる解答が與えられるものと信ずるのであります。従いまして、かかる議論をせられし御主張に對し、ましては、遺憾ながら賛意を表したくない次第であります。

今や経済安定九原則を忠実に履行する構想のもとに組み立てられた昭和二十四年度歳入歳出予算は本院を通過し、成立すべき段階にありまして、これを實施に移し、かつ援助資金をその用途に向つて有効に活用せんがためには、必然的に國民全般にわたつて耐乏生活が要請せられるわけでありまして、日本國民は一人々々容易ならぬ苦勞と努力を要するところでありまして、かつて片山内閣成立当時要請せられた希望ある耐乏生活と異なり、前途に光明ある希望ある耐乏生活であることに深く思いをいたしまして、本法案の成立實施こそ日本經濟自立への明確なスタートであることを確信し、日本國民の誠意と熱意とを傾け米國の

好意にこたへべきであると信ずる次第であります。すなわちわが民主自由党は、米國に對し滿腔の敬意と感謝をささげつ、委員会において修正議決された原案に對して華党一致賛成の意を表明する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 田中總之進君、田中總之進君登壇。私、ただいま上程に相なつております米國對日援助見返資金特別会計法案に對しまして、日本社會党を代表して三つの條件を付して賛成の意を表明せんとするものであります。

われわれは、米國を初めとする連合國の新しい日本建設のために與えられらるるこの援助に對しましては、心からこれに感謝の意を表するものであります。しかしながら、一たびこれが日本に入られれば以上、これが資金の運用につきましては、われわれは最高限度の自主性を確保するためには、條件の第一点ではないかという点が、おきまして、委員会の努力によりまして第四條の六項、七項が削除せられまして、ここに法文の上における自主性が認められたことは、まことに喜ばしいことであります。問題は、これが實質的な自主性をいかに資金運用の面に對して確保するかということでありませう。

最近とすれば、わが國の自主性とかく論議せられるような事態が発生いたしてあります。先般本院を通過いたしました昭和二十四年度の予算編成に

あたりまして、政府當局がつくり出した原案が、総司令部より公然と指示せられまして予算内示案に基いて根本的に組みかえをしなければならなかつたというやうなことを、われわれは今日占領下にありますために、当然連合國總司令部と日本政府とが緊密なる連絡をとり進まなければならないことはもちろんでございますが、そうした努力が欠如しておるに、かつた米國の自主性を疑はしめるがごとき結果が生れて來ると信ずるのであります。今後この資金の運用にあたりまして、政府は政府の責任においてこれが眞に日本の建設のために使われるやうに、その自主性を確保するため努力しなければならぬということ

が條件の第一であります。

第二の問題は、政府が予定してあります資金の運用の方向は徹底的な金融資本擁護の立場で進められておるということでありませう。千七百五十億のうちで、すでに國有鉄道通信事業の建設公債に二百七十億、また特別会計公債の引受け及び貸付金が二百七十億、政府出資金交付公債収入六百二十四億六千七百万円、その残りが経済再建のための資金に使われるというに相なつておるのであります。委員会の審議において政府當局が説明したところは、わがかにこの二百七十億の建設公債の引受けだけが予定せられておる、かように申しておりますが、今申しましたやうに、すでに復元金の償還に充てるために六百二十四億六千七百万円というものが予定せられておる、この二つを差引ますと、あとは一千億をこゝであります。しかも、

この中からさらに公債償却に振り向けられるというやうなことは、ともすれば金融機關の救済になるというわれわれの主眼は当然であると考えるのであります。

昨年未示された經濟九原則にも、この特別会計のごとき蓄積資本は社會化されなければならないということを指摘しております。從つて本資金は、いわゆる日本經濟再建五箇年計画の線に沿ひまして、まず災害の復旧、土地改良、國土の保全並びに生産的な産業振興に使われなければならないのであります。このなげなしの資金をもつて公債の償却に大部分を使うということが運用方法に對しましては、われわれは絶対に反対するものであります。公債の償却は、今日の狀態のもとにおいてはこれを延期いたしましたし、利子の補給程度に止める。ことに軍事公債の利子が今日なお支拂われておりますが、われわれは軍事公債の利子のごときは本資金から絶対に支拂われるべきでないという、ことを主張するものであります。ことに、この資金の大きな部分がいわゆる食糧輸入関係から出て参りますならば、当然國內食糧の自給態勢の確立、日本經濟の自立の基礎といたしましての農業生産の確保のために、土地改良、災害復旧等々の方面にこの資金が全部的に活用されなければならぬのであります。われわれは主張するものであります。

第三の條件は、この資金の運用が法規によりまして大蔵大臣の管理に属し、安本に運用委員会がつくられるというものであります。大蔵省や安本の官儀によつてこの資金が運用せられ

ることには、われわれは反対であります。この点につきましては、當然蓄積資本の社會化といふ点から、經濟的愛國主義といふ新造語が出るやうに、労働者農民に協力が要請せられておるのであります。従いまして、この資金の運用にあたりましては、私は當然組織労働者、組織農民、これを含め、さらに國会の代表を加えたところの眞に民主的な運用委員会を設置いたしましたし、これが新日本の建設に役立つやうに使われなければならないという以上、三つの條件を付しまして、本案に對して賛成の意を表する者でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は結局いたしました。兩案を一括して採決いたします。日程第三、貿易特別会計法案の委員長の報告は可決であります。また日程第四、米國對日援助見返資金特別会計法案の委員長の報告は修正であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて兩案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第五 米國對日援助見返資金運用に關する決議案(川野芳清君外二十二名提出)
(委員会審査省略要求事件)
○副議長(岩本信行君) 日程第五は提出者より委員会の審査省略の申出がおります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

日第五、米國對日援助見返資金運
營に關する決議案を議題としたしま
す。提出者の趣旨弁明を求めます。島
村一郎君。

米國對日援助見返資金運營に關
する決議案

米國對日援助見返資金運營に關
する決議

米國の特別の厚意により、わが國
における通貨及び財政の安定、輸出
の促進その他經濟の再建に資せしめ
るため、米國對日援助見返資金を設
置せんとする趣旨に鑑み、政府は右
資金の運營に當り、次の條項を遵守
しなければならない。

一 政府は、米國對日援助見返資金
特別會計法第四條第一項の規定に
よる運用若しくは使用又は同條第
五項の規定による國債の償却につ
いては、連合國最高司令官の承認
を経なければならない。

二 政府は、右の承認を経行つた
運用、使用又は償却については、
連合國最高司令官の監査を受け、
又必要な報告を行わなければならない。
右決議する。

〔島村一郎君登壇〕
○島村一郎君 たいま議題となりま
した米國對日援助見返資金運營に關
する決議案の趣旨を御説明申し上げま
す。

まず決議案を朗讀いたします。
米國對日援助見返資金運營に關
する決議

米國の特別の厚意により、わが國

における通貨及び財政の安定、輸出
の促進その他經濟の再建に資せしめ
るため、米國對日援助見返資金を設
置せんとする趣旨に鑑み、政府は右
資金の運營に當り、次の條項を遵守
しなければならない。

一 政府は、米國對日援助見返資金
特別會計法第四條第一項の規定に
よる運用若しくは使用又は同條第
五項の規定による國債の償却につ
いては、連合國最高司令官の承認
を経なければならない。

二 政府は、右の承認を経行つた
運用、使用又は償却については、
連合國最高司令官の監査を受け、
又必要な報告を行わなければならない。
右決議する。

今回来國の特別の厚意により、わが
國における通貨及び財政の安定、輸出
の促進をはかり、わが國の經濟再建に
資せしめる目的をもつて米國對日援助
見返資金を設置するため、先程同法案
の修正可決を見たのであります。われ
ら日本國民は、終戦以來の絶大なる援
助に対し米國民に感謝しつつあること
は申すまでもありません。この法案修
正及びその修正理由に關しましては、
先ほど委員長報告においても述べられ
ました通りで、その修正は同法案第四
條第六項、第七項を削除することであ
ります。その修正理由は、同項の規定
が本来日本政府と連合國最高司令官と
の關係を規定するものであり、かかる
規定は、國內法として挿入することは
むしろ適當とは称しがたいと考えられ
たからであります。すなわち、かかる
規定を國內法として規定することは、

前例も乏しいのみならず、連合國最高
司令官に行政責任を轉嫁することと誤
解を生ぜしめることとなり、かえつて
米國の日本占領政策に沿わない結果と
なるおそれがあるとともに、内閣の責
任を不明確にする懸念があると考えら
れたからであります。

しかしながら、同項に記されたる事
実は、同規定の存置するのと否にかか
わらず、連合軍の管理下にあり、また
米國の援助を受けている現下の情勢に
おいて、まことに必然の事項であるの
であります。大藏委員会におきまして
は、これらの事項を勘察し、かかる議
論の紛争を生じやすい規定を削除する
とともに、これにかわるべき処置とし
て、同規定に盛り込まれたる事実を本院
決議として議決することが適當かつ必
要と考えたのであります。よつて、大
藏委員会に屬する共產黨を除く各派の
委員は、共同提案としてこの決議案を
提出することとしたのであります。

以上がこの決議案を提出いたしまし
た理由であります。何とぞこの趣旨に
御賛同くださされ、満場一致御賛成あ
らんことを切望する次第であります。
〔拍手〕

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。
〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて本案は可決いたしました。(拍手)

国会の会期延長の件

○副議長(岩本信行君) お諮りいたし
ます。今回の会期は明後二十一日をも
つて終了することになつておりますが、
各常任委員長の意見を聞き、さら

に議院運営委員会にも諮つた上、參議
院議長と協議の結果、來る二十二日よ
り五月十六日まで二十五日間会期を延
長したいと思ひます。これに御異議あ
りませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩村信行君) 御異議なしと
認めます。よつて会期は來る二十二日
より五月十六日まで二十五日間延長す
るに決しました。
本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十二分散會

出席國務大臣
大藏大臣 池田 勇人君
通信大臣 小澤 重喜君
國務大臣 青木 孝義君
出席政府委員
内閣官房長官 増田甲子七君
内閣官房次長 郡 祐一君
法務政務次官 遠山 丙市君
檢務長官 木内 曾益君
大藏政務次官 田口政五郎君

〔朗讀を省略した報告〕
一、去る十六日大池事務總長から中村
訴追委員会委員長及び小林參議院事
務總長宛、本院は訴追委員会の委員
尾関義一君辭任につきその補欠とし
て委員に佐藤親弘君を、同予備員に
安部俊吾君を選任し、且つ予備員の
職務を行つ順序を改めて次の通り決
定した旨通知した。

予備員
第一 眞鍋 勝君
第二 今村 忠助君
第三 篠田 弘作君
第四 田中 啓一君
第五 青柳 一郎君

第六 田方 廣文君
第七 並木 芳雄君
第八 安部 俊吾君
第九 加藤 充君
第十 原 彪君

一、去る十六日幣原議長は、吉田内閣
總理大臣申出の、次の者を政府委員
に任命することを承認した。
〔國家地方警察本部
總務部會計課長〕 三輪 良雄
〔國家地方警察本部
國家地方警察警視〕

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長
宛、去る十二日議長において承認し
た西田豊彦及び去る十五日承認した
佐藤功外二名をそれぞれ去る十六日
政府委員に任命した旨の通知を受領
した。
一、去る十六日内閣から次の報告書を受領した。
皇室經濟法第四條第四項及び第六條
第九項の規定による報告書
一、昨十八日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。

製造たばこの定價の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律
印刷局特別會計の固有資本の増加に
充てるための一般會計から繰入
金に關する法律
財産税等収入金特別會計法の一部を
改正する法律

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長
宛、去る七日議長において承認した
遊江操一外一名、及び去る十六日承
認した三輪良雄をそれぞれ昨十八日
政府委員に任命した旨の通知を受領
した。

一、去る十六日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。

第一 眞鍋 勝君
第二 今村 忠助君
第三 篠田 弘作君
第四 田中 啓一君
第五 青柳 一郎君

労働委員会

理事 川崎 秀二君(理事川崎秀二君去る十二日委員辞任につきその補欠)

一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 有田 二郎君

人事委員 田中 啓一君 二階堂 進君

文部委員 平澤 長吉君

水産委員 柳澤 義男君

運輸委員 黒澤富次郎君

予算委員 石原 登君

一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 柳澤 義男君

人事委員 井手 光治君 有田 二郎君

文部委員 黒澤富次郎君 田中 啓一君

水産委員 二階堂 進君

運輸委員 平澤 長吉君

予算委員 浅香 忠雄君

一、昨十八日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

決算委員 田中 元君

議院運営委員 志賀 義雄君

一、昨十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員 福田 篤泰君

議院運営委員 高田 富之君

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律案(内閣提出第四二二号)(予)

農林委員会 付託

一、去る十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

貴金屬特別会計法案

昭和二十四年度一般会計予算

昭和二十四年度特別会計予算

昭和二十四年度政府関係機関予算

一、昨十八日議員から提出した議案は次の通りである。

米國対日援助見返資金運管に關する決議案(川野芳滿君外二十二名提出)

一、昨十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

簡易生命保險法案

獸醫師法案

内閣法の一部を改正する法律案

總理府設置法案

國立世論調査所設置法案

地方自治廳設置法案

外務省設置法案

大蔵省設置法案

法務廳設置法案等の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

一、昨十八日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

一、昨十八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

米國対日援助見返資金運管に關する決議案(川野芳滿君外二十二名提出)

一、昨十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

總理府設置法案(内閣提出第四七号)

國立世論調査所設置法案(内閣提出第四八号)

地方自治廳設置法案(内閣提出第四九号)

外務省設置法案(内閣提出第五〇号)

大蔵省設置法案(内閣提出第五一号)

法務廳設置法案等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

厚生省設置法案(内閣提出第五三号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

以上十一件 内閣委員会 付託

獸醫師法案(内閣提出第四四号)

簡易生命保險法案(内閣提出第四三号)

通信委員会 付託

一、昨十八日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)(予)

建設委員会 付託

一、昨十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律案

一、常任委員長から提出した左の國政調査承認要求書に対し、議長は、去る十六日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 通信従業員の福利厚生に關する事項

二、調査の目的 通信従業員の福利厚生施設を改善し事業能率の増進を計るため

三、調査の方法 小委員会の設置、関係方面よりの説明聴取、参考資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十四年四月十五日

通信委員会 辻 寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る十六日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

日本國憲法第二十六條に關する質問主意書(生田和平君提出)

農業者の所得税の合理化に關する再質問主意書(床次徳二君提出)

法隆寺國宝保存に關する質問主意書(今野武雄君提出)

一、昨十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

衣料切符に關する質問主意書(林好次君提出)

生ゴム輸入量低下と輸出タイヤの増大に關する質問主意書(川上貫一君提出)

二三九

